

エコアクション21 産業廃棄物処理業者向け

ガイドライン 新旧対照表

1. 全体構成等について

(1) タイトル

産廃マニュアル(2004年版)	産廃ガイドライン 2009年版
エコアクション21 2004年版 産業廃棄物処理業者向け マニュアル	エコアクション21産業廃棄物処理業者向け ガイドライン 2009年版

(2) 構成

産廃マニュアル(2004年版)	産廃ガイドライン 2009年版
目次	目次
はじめに	はじめに
(新設)	序章 産業廃棄物処理業者向けガイドラインについて 1. 業種別ガイドラインの位置付け 2. 優良産廃処理業者認定制度について 3. 産業廃棄物処理業者向けガイドラインの策定の経緯 4. 産業廃棄物処理業者向けガイドラインの主な改訂のポイント
第1章 エコアクション21・2004年版の構成 (新設) 1. エコアクション21の特徴 2. エコアクション21の構成 3. エコアクション21の認証・登録制度	第1章 エコアクション21ガイドライン 2009年版の概要 1. エコアクション21とは 2. エコアクション21の特徴 3. エコアクション21の構成 第2章 エコアクション21の認証・登録制度の概要 1. エコアクション21の認証・登録制度の目的

産廃マニュアル(2004年版)	産廃ガイドライン 2009年版
第2章 エコアクション21の取組に当たって 1. エコアクション21の取組の範囲 2. エコアクション21の取組の体制 3. エコアクション21取組の手順 (1)エコアクション21の取組のフロー (2)認証・登録の手続 4. 環境負荷の把握・評価項目の選択	第2章 エコアクション21の認証・登録制度の概要 第3章 環境経営システム I. 計画の策定(Plan) 1. 取組の対象組織・活動の明確化 第1章 エコアクション21ガイドライン 2009年版の概要 4. エコアクション21の取組フロー 第2章 エコアクション21の認証・登録制度の概要 7. 認証・登録の手順 第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き 1. 環境への負荷の自己チェックの目的 第5章(P.39)の中に「図：事業活動と環境負荷項目」として挿入
第3章 環境への負荷の自己チェックの手引き	第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き 1. 環境への負荷の自己チェックの目的 2. 別表1 環境への負荷の自己チェックシートの使い方等について
第4章 環境への取組の自己チェックの手引き	第6章 環境への取組の自己チェックの手引き 1. 環境への取組の自己チェックの目的 2. 別表2 環境への取組の自己チェックリストの使い方等について
第5章 環境経営システムガイドライン I. 計画の策定(Plan) II. 計画の実施(Do) III. 取組状況の確認及び評価(Check) IV. 全体の評価と見直し(Action)	第3章 環境経営システム I. 計画の策定(Plan) II. 計画の実施(Do) III. 取組状況の確認及び評価(Check) IV. 全体の評価と見直し(Action)
第6章 環境活動レポートガイドライン 1. 環境活動レポートの取りまとめ 2. 環境活動レポートの公表	第4章 環境活動レポート 1. 環境活動レポートの作成 2. 環境活動レポートの公表
別表1 環境への負荷の自己チェックシート集	別表1 環境への負荷の自己チェックシート
別表2 環境への取組の自己チェックリスト	別表2 環境への取組の自己チェックリスト

(3) 環境経営システム

産廃マニュアル(2004年版)	産廃ガイドライン 2009年版
<p><環境経営システムガイドライン></p>	<p><環境経営システム></p>
<p>I. 計画の策定(Plan) (新設) 1. 環境方針の作成 2. 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価 3. 環境関連法規等の取りまとめ 4. 環境目標及び環境活動計画の策定</p>	<p>I. 計画の策定(Plan) 1. 取組の対象組織・活動の明確化 2. 環境方針の策定 3. 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価 4. 環境関連法規等の取りまとめ 5. 環境目標及び環境活動計画の策定</p>
<p>II. 計画の実施(Do) 5. 実施体制の構築 6. 教育・訓練の実施 7. 環境コミュニケーション 8. 実施及び運用 9. 環境上の緊急事態への準備及び対応</p>	<p>II. 計画の実施(Do) 6. 実施体制の構築 7. 教育・訓練の実施 8. 環境コミュニケーションの実施 9. 実施及び運用 10. 環境上の緊急事態への準備及び対応 11. 環境関連文書及び記録の作成・管理</p>
<p>III. 取組状況の確認及び評価(Check) 10. 取組状況の確認及び問題の是正 11. 環境関連文書及び記録の作成・整理</p>	<p>III. 取組状況の確認及び評価(Check) 12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防</p>
<p>IV. 全体の評価と見直し(Action) 12. 代表者による全体の評価と見直し</p>	<p>IV. 全体の評価と見直し(Action) 13. 代表者による全体の評価と見直し</p>

2. 要求事項（環境経営システム）

I. 計画の策定(Plan)

産廃マニュアル(2004年版)	産廃ガイドライン 2009年版
<p>(新設)</p>	<p>1. 取組の対象組織・活動の明確化 <u>組織は、全組織・全活動(事業活動及び製品・サービス)を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。</u> <u>認証・登録にあたっては、対象とする組織及び活動を明確にする。</u></p>
<p>1. 環境方針の作成 代表者(経営者)は環境経営に関する方針(環境方針)を定め、誓約する。 環境方針は、環境への取組の基本的方向を明示し、<u>すべての従業員に周知する。</u></p> <p style="text-align: center;">(追記)</p> <p style="text-align: center;">(追記)</p> <p style="text-align: center;">(追記)</p>	<p>2. 環境方針の策定 代表者(経営者)は、環境経営に関する方針(環境方針)を定め、誓約する。 <u>環境方針は、次の内容を満たすものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>組織の事業活動に見合ったものとする</u> ・<u>環境への取組の基本的方向を明示する</u> ・<u>組織に適用される環境に関する法規等の遵守を誓約する</u> <p><u>環境方針には、制定日(または改定日)を記載し、代表者が署名する。</u> 環境方針は、<u>全ての従業員に周知する。</u></p>
<p>2. 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価 事業活動に伴う環境負荷を<u>把握するため</u>「環境への負荷の自己チェック」を<u>実施し</u>、その結果を踏まえ、<u>経営上取組の対象とすべき環境負荷を特定する。</u></p> <p>二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量(水使用量)は必ず把握する。</p> <p>環境への取組状況を<u>把握、評価するため</u>「環境への取組の自己チェック」を<u>実施する。</u></p>	<p>3. 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価 <u>対象範囲における</u>事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェックの<u>手引き</u>」を<u>もとに把握し</u>、その結果を踏まえ、<u>事業活動の中で環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもとなる活動を特定する。</u></p> <p><u>環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物発生量・排出量、総排水量(あるいは水使用量)、化学物質使用量(化学物質を取り扱う事業者)</u>は必ず把握する。 <u>事業活動における環境への取組状況を「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに把握する。</u></p>
<p>3. 環境関連法規等の取りまとめ <u>事業活動に当たって</u>遵守しなければならない環境関連法規、<u>条例及びその他の規制</u>を整理し、取りまとめる。</p> <p style="text-align: center;">(追記)</p>	<p>4. 環境関連法規等の取りまとめ <u>事業を行うにあたって</u>遵守しなければならない環境関連法規及び<u>その他の環境関連要求事項</u>を整理し、<u>一覧表等</u>に取りまとめる。 <u>環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。</u></p>

産廃マニュアル(2004年版)	産廃ガイドライン 2009年版
<p>4. 環境目標及び環境活動計画の策定 環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。 環境目標は、可能な限り数値化する。</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p>	<p>5. 環境目標及び環境活動計画の策定 環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。 環境目標は、可能な限り数値化し、<u>二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮に関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定する。</u> <u>環境活動計画においては、環境目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定める。</u> <u>環境目標と環境活動計画は、関係する従業員に周知する。</u></p>

II. 計画の実施(Do)

産廃マニュアル(2004年版)	産廃ガイドライン 2009年版
<p>5. 実施体制の構築 エコアクション21環境経営システムを構築・運用し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制を構築する。 実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、<u>全員</u>に周知する。</p>	<p>6. 実施体制の構築 エコアクション21環境経営システムを構築、運用、<u>維持</u>し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制を構築する。 実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、<u>全従業員</u>に周知する。</p>
<p>6. 教育・訓練の実施 エコアクション21の取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。</p> <p>(新設)</p>	<p>7. 教育・訓練の実施 エコアクション21の取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。 <u><規模が比較的大きな組織※を対象にした要求事項></u> <u>・教育訓練の実施結果を記録に残す</u> <u>※従業員数100人以上が一つの目安</u></p>
<p>7. 環境コミュニケーション 環境活動レポートを作成し、公表する。</p> <p>外部からの環境に関する苦情や要望を受け、必要な対応を行う。</p>	<p>8. 環境コミュニケーションの実施 <u>組織内において、エコアクション21に関する内部コミュニケーションを行う。</u> 外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応を行い、<u>その結果を記録する。</u> 環境活動レポートを<u>定期的に</u>作成し、公表する。</p>
<p>8. 実施及び運用 環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。</p>	<p>9. 実施及び運用 環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。</p>

産廃マニュアル(2004年版)	産廃ガイドライン 2009年版
(追記)	<u>環境方針、環境目標を達成するため、必要に応じて、実施にあたっての手順等を定め、文書化し、運用する。</u>
9. 環境上の緊急事態への準備及び対応 環境上の緊急事態を想定し、その対応策を定め、 <u>定期的な</u> 訓練を実施する。 (追記)	10. 環境上の緊急事態への準備及び対応 環境上の <u>事故及び</u> 緊急事態を想定し、その対応策を定め、 <u>定期的に試行するとともに</u> 訓練を実施する。 <u>事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂する。</u>

Ⅲ. 取組状況の確認・評価(Check)

産廃マニュアル(2004年版)	産廃ガイドライン 2009年版
10. 取組状況の確認及び問題の是正 環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況を、定期的に確認・評価する。 環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認する。 環境目標の達成及び環境活動計画の実施状況に問題がある場合は、是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。 (新設)	12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防 環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び <u>環境経営システムの運用状況</u> を、定期的に確認及び評価する。 環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認 <u>及び評価</u> する。 環境目標の達成、環境活動計画の実施及び <u>環境経営システムの運用状況並びに環境関連法規等の遵守状況</u> に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。 <u><規模が比較的大きな組織[*]を対象にした要求事項></u> <u>・内部監査を実施する</u> <u>※従業員数100人以上が一つの目安</u>
11. 環境関連文書及び記録の作成・整理 エコアクション21の取組を実施する <u>のに</u> 必要な文書を作成し、 <u>整理</u> する。 エコアクション21の取組に必要な記録を <u>整理</u> する。	11. 環境関連文書及び記録の作成・管理 エコアクション21の取組を実施する <u>ために</u> 必要な文書を作成し、 <u>適切に管理</u> する。 エコアクション21で必要な取組の記録を <u>作成し、適切に管理</u> する。

Ⅳ. 全体の評価と見直し(Action)

産廃マニュアル(2004年版)	産廃ガイドライン 2009年版
12. 代表者による全体の評価と見直し 代表者(経営者)は、エコアクション21全体の取組状況を評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。	13. 代表者による全体の評価と見直し 代表者(経営者)は、 <u>定期的に</u> エコアクション21全体の取組状況を評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。

3. 要求事項（環境活動レポート）

産廃マニュアル(2004 年版)	産廃ガイドライン 2009 年版
<p>1. 環境活動レポートの取りまとめ 次の事項を盛り込んだ環境活動レポートを<u>取りまとめる</u>。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>①環境方針 ②環境目標とその実績 ③<u>主要な環境活動計画の内容</u> ④環境活動の取組結果の評価 ⑤環境関連法規への違反、訴訟等の有無</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>1. 環境活動レポートの作成 次の項目を盛り込んだ環境活動レポートを<u>定期的</u>（原則毎年度）に作成する。</p> <p>①組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等） ②対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日 ③環境方針 ④環境目標 ⑤環境活動計画 ⑥環境目標の実績 ⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容 ⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無 ⑨代表者による全体評価と見直しの結果</p>
<p>2. 環境活動レポートの公表 環境活動レポートを、事業所において備え付け、一般の閲覧を可能にして公表する。<u>さらに事務局に送付する</u>（事務局が取組事業者名を公表する）。 また、可能な場合は、<u>環境省が設置する「環境報告書データベース」、自社のインターネットホームページ又は冊子において</u>公表する。</p>	<p>2. 環境活動レポートの公表 環境活動レポートを公表し、事業所に備え置いて、一般の閲覧を可能にする。 また、可能な場合は、インターネットのホームページに掲載するまたは冊子を作成して公表する。</p>